

クリエイティブ委員会規程

(2006年11月11日 制定)

(2012年11月17日 改正)

(2025年12月6日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、会員によるクリエイティブ領域の学術的研究及びクリエイティブ活動への科学的支援をはかるための手続き等を定める。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 広告を核とするマーケティング・コミュニケーション戦略のプランニングや芸術分野の創造的領域等に関する研究発表と活動の推進
- (2) 学会内外のクリエイティブ研究者、教育者、実践的クリエイターとの情報交換、研究交流
- (3) 大学、企業、広告関連団体等におけるクリエイティブ教育への支援・振興
- (4) クリエイティブを主要テーマとする研究会の開催
- (5) 優れたクリエイティブ研究及びクリエイティブ・ワークに関する顕彰については、別に定める
- (6) 前各号のほか、前出の趣旨を達成するために必要な事業

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、会則第14条第4項に基づき、会長の選任による。

(委員会の構成)

第4条 本委員会は、6名から13名の委員で構成する。ただし、委員長は委員の定数に含めない。

2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。
4. 副委員長、委員の任期は、3年とする。ただし、再任、または重任は妨げない。

(委員資格)

第5条 本委員会の委員資格は、別に定める。

(経費)

第6条 クリエイティブ事業の経費は、本部からのクリエイティブ委員会費、外部からの賛助、寄付、参加者からの参加費等により充当する。

2. 委員長は、毎年度の決算報告を常任理事会ならびに会員総会において行わなければならない。

(委員会の開催)

第7条 委員長は必要に応じて委員会を開催する。

(運営)

第8条 前出の第2条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

本規程は、2006年11月11日から実施する。

本規程は、2013年10月1日から実施する。

本規程は、2025年12月6日から実施する。